

令和 7 年における少年非行及び子供の性被害の状況について

1 少年非行の状況

- 刑法犯少年の検挙人員は、4年連続で増加（人口千人当たりの検挙人員も同様）※20歳以上の人口千人当たりの検挙人員は近年ほぼ横ばい

区分		年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	増減数	増減率
少年	検 挙 人 員		14,818	14,887	18,949	21,762	24,416	2,654	12.2
	人 口 比		2.2	2.3	2.9	3.3	3.8	0.5	—
20歳以上	検 挙 人 員		160,223	154,522	164,320	170,064	176,247	6,183	3.6
	人 口 比		1.5	1.5	1.6	1.6	1.7	0.1	—

- 匿名・流動型犯罪グループによるものとみられる資金獲得犯罪の検挙人員のうち、詐欺の約1割、強盗の約4割が少年
- 大麻事犯における少年の検挙人員が過去最多であり、態様別でみると、「所持」が最も多く約8割、新たに規制された「施用」の割合が約1割
- 不正アクセス禁止法違反における少年の検挙人員が増加傾向であり、また、オンラインカジノ利用に関連する非行もみられており、今後も注視すべき状況

2 子供の性被害の状況

- 児童買春事犯等の検挙件数は、不同意性交等及び不同意わいせつの件数増加により、3年連続で増加し、過去10年で最多
- SNSに起因する事犯の被害児童数が高水準で推移していることに加え、小学生の被害児童数は過去10年で最多
- 児童の画像を生成AI等により性的に加工し悪用した事案について、取扱い事案数は年間110件以上把握されており、潜在的な事案も含めて今後も注視すべき状況

3 当面の取組

(1) 少年非行

- 少年の犯罪加担防止
- 少年非行情勢の潮流に着目した対策

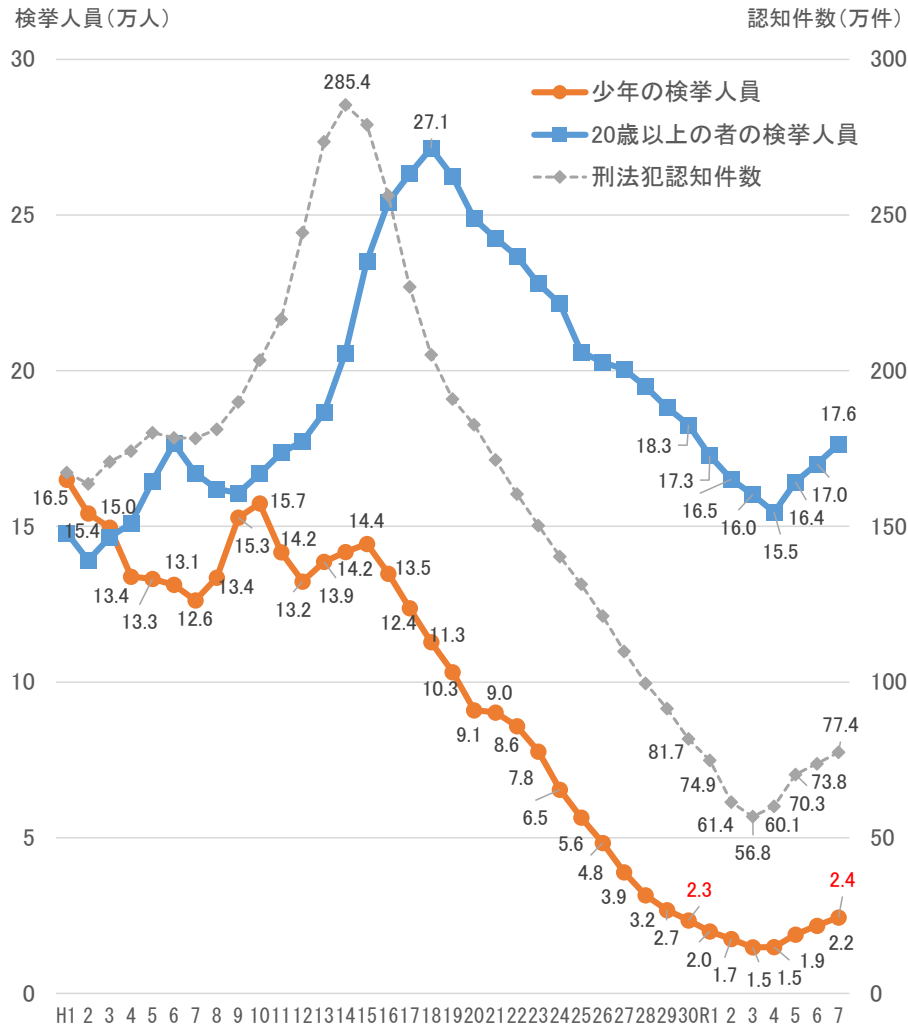
(2) 子供の性被害

- SNSをはじめとしたオンライン上における対策
- 子供を性被害等から守るための社会全体での取組

少年非行

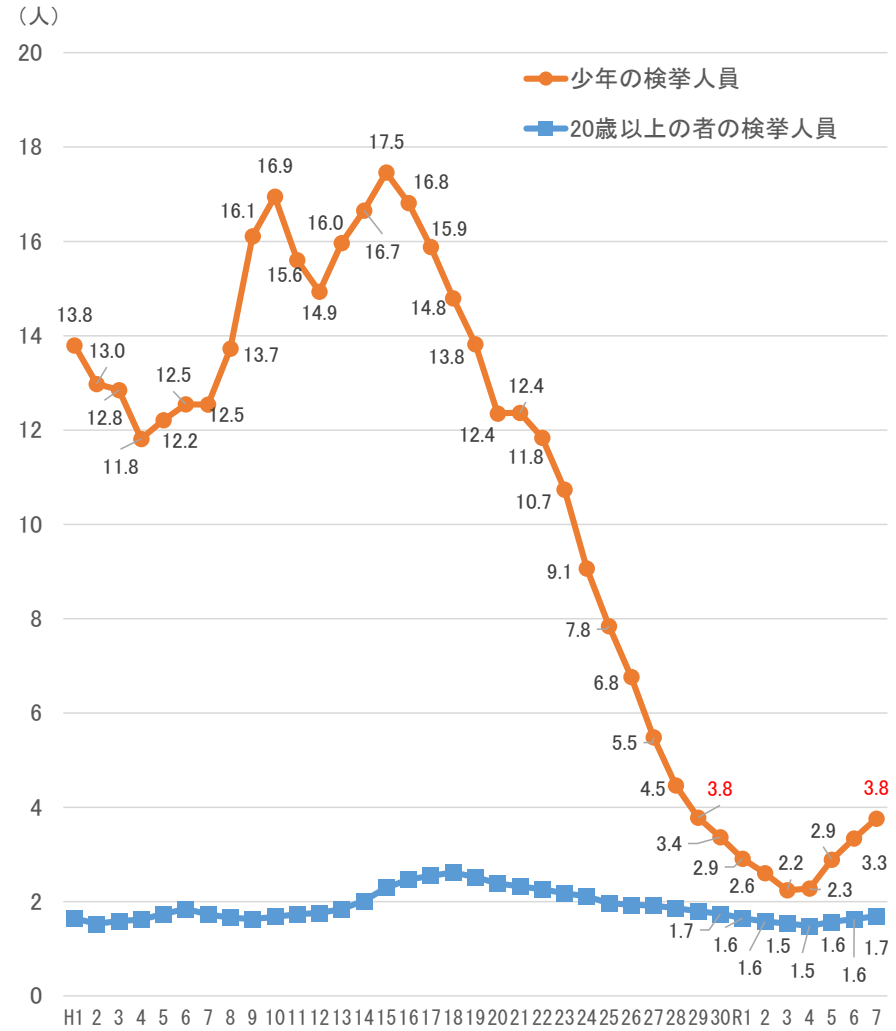
※「少年」とは、20歳未満の者

1-1. 刑法犯少年の検挙人員と認知件数の推移



刑法犯少年の検挙人員は、戦後最少であった令和3年から4年連続で増加し、令和7年は平成30年を上回る水準。今後の動向について注視すべき状況

1-2. 人口千人当たりの刑法犯少年の検挙人員の推移

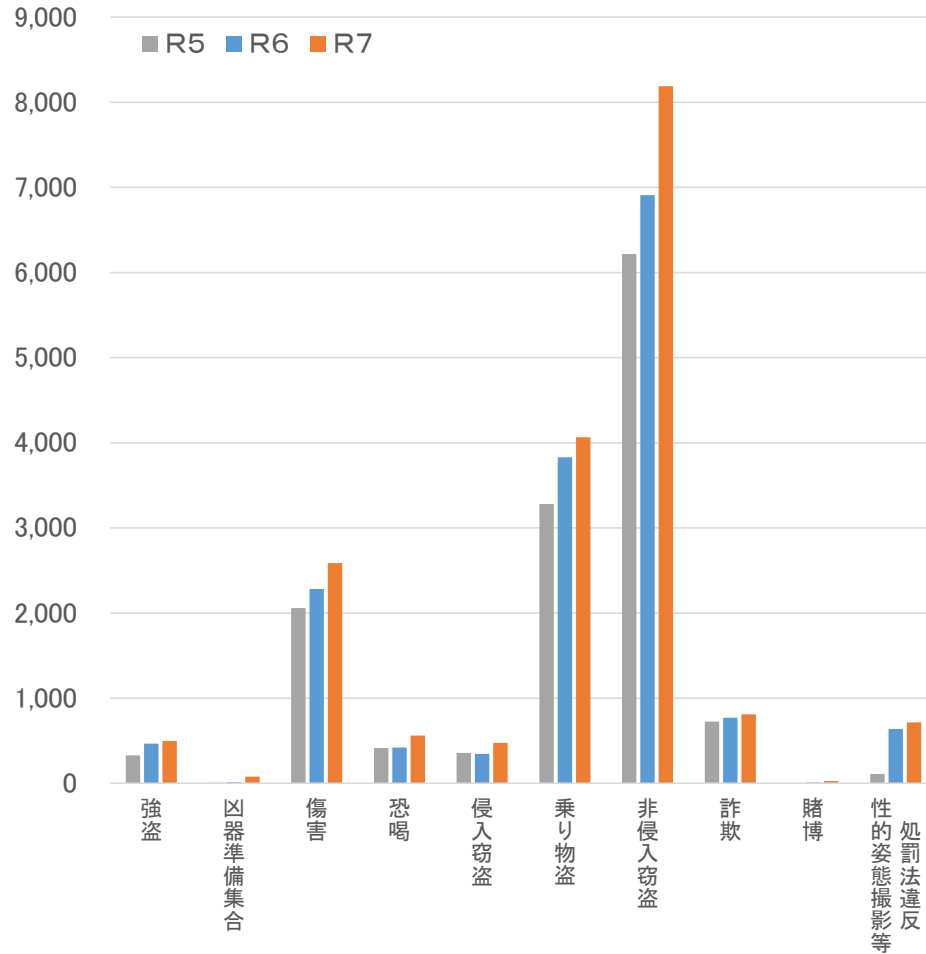


人口千人当たりの検挙人員は20歳以上の者が近年ほぼ横ばいである一方、少年は令和3年から4年連続で増加し、令和7年は平成29年と同水準

1-3. 刑法犯少年の包括罪種・手口別検挙人員

年	R 5年	R 6年	R 7年	増減数	増加率 (%)
刑法犯少年検挙人員	18,949	21,762	24,416	2,654	12.2
凶悪犯	606	838	874	36	4.3
強盗	329	467	499	32	6.9
路上強盗	115	214	237	23	10.7
粗暴犯	3,570	3,998	4,589	591	14.8
凶器準備集合	8	14	79	65	464.3
傷害	2,058	2,282	2,587	305	13.4
恐喝	414	421	561	140	33.3
窃盗犯	9,855	11,085	12,727	1,642	14.8
侵入窃盗	358	345	474	129	37.4
乗り物盗	3,281	3,830	4,064	234	6.1
自動車盗	81	55	116	61	110.9
オートバイ盗	848	1,167	1,343	176	15.1
非侵入窃盗	6,216	6,910	8,189	1,279	18.5
万引き	4,503	4,999	6,169	1,170	23.4
知能犯	796	848	937	89	10.5
詐欺	723	769	809	40	5.2
風俗犯	636	1,220	1,354	134	11.0
賭博	3	11	28	17	154.5
性的姿態撮影等処罰法違反	111	638	718	80	12.5

【総数の増加に影響を与えている主な罪種・手口別の推移】

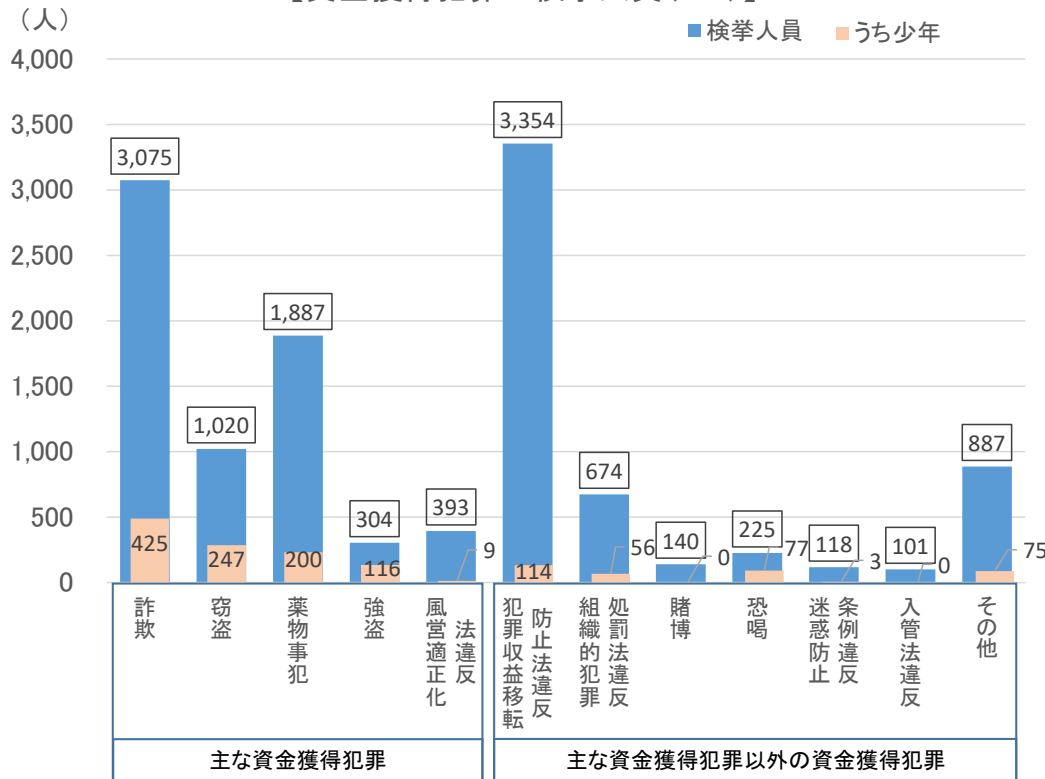


刑法犯少年の包括罪種別検挙人員は、全罪種で前年より増加。罪種・手口別で見ると、傷害のほか、非侵入窃盗、乗り物盗等の財産犯が検挙人員総数の増加に強く影響

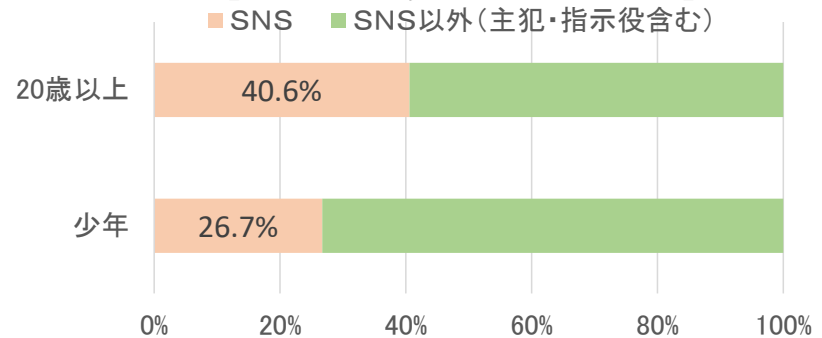
※ 財産犯とは、強盗、恐喝、窃盗、詐欺、横領、背任、占有離脱物横領、不動産侵奪をいう。

トピックス① 匿名・流動型犯罪グループへの少年の関与

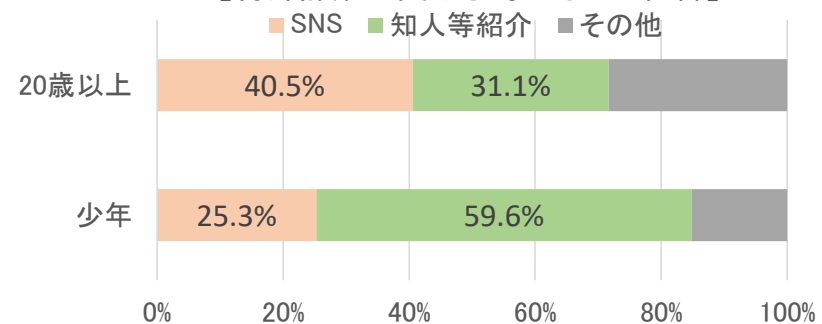
【資金獲得犯罪の検挙人員(R7)】



【犯行への応募・加担の経緯割合】



【特殊詐欺の受け子等になった経緯】



- ※ 匿名・流動型犯罪グループによる資金獲得犯罪とは、匿名・流動型犯罪グループの活動資金の調達につながる可能性のある犯罪をいい、特殊詐欺や強盗、覚醒剤の密売、繁華街における飲食店等からのみかじめ料の徴収、企業や行政機関を対象とした恐喝又は強要、窃盗、各種公的給付金制度を悪用した詐欺等のほか、一般の経済取引を装った違法な貸金業や風俗店経営、AVへのスカウト等の労働者供給事業等をいう。
- ※ 主な資金獲得犯罪とは、詐欺、強盗、窃盗、薬物事犯及び風営適正化法違反をいう。
- ※ 犯行への応募・加担の経緯割合のSNSとは、SNSによる犯罪実行者募集情報に該当する場合の検挙人員である。
- ※ 特殊詐欺の受け子等になった経緯については、暫定値である。
- ※ 受け子等とは、総検挙人員から、主犯及び出し子・受け子・見張りの指示役を除いたものをいう。

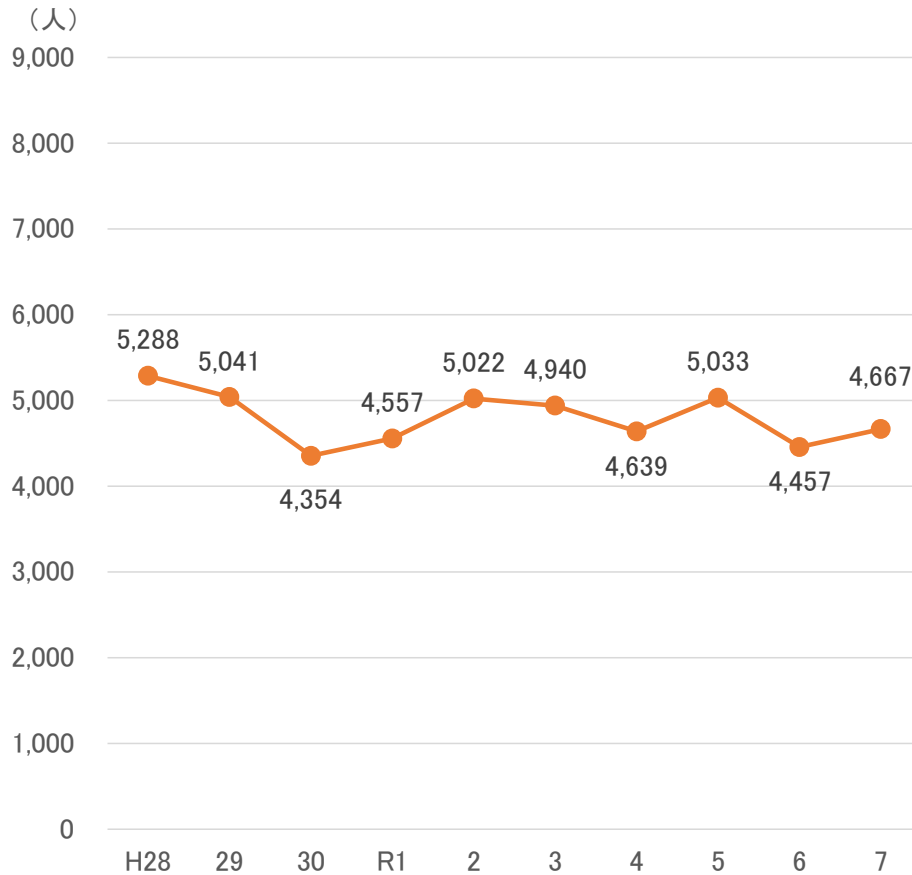
【事例】

令和7年6月、無職少年甲(当時16歳・男)は、友人関係にある無職少年乙(当時16歳・男)と共に、SNSを通じて知り合った人物から犯行を持ちかけられ、指示役らと共に、貴金属店に押し入り、店員に刃物を突きつけて脅迫し、貴金属を奪った。

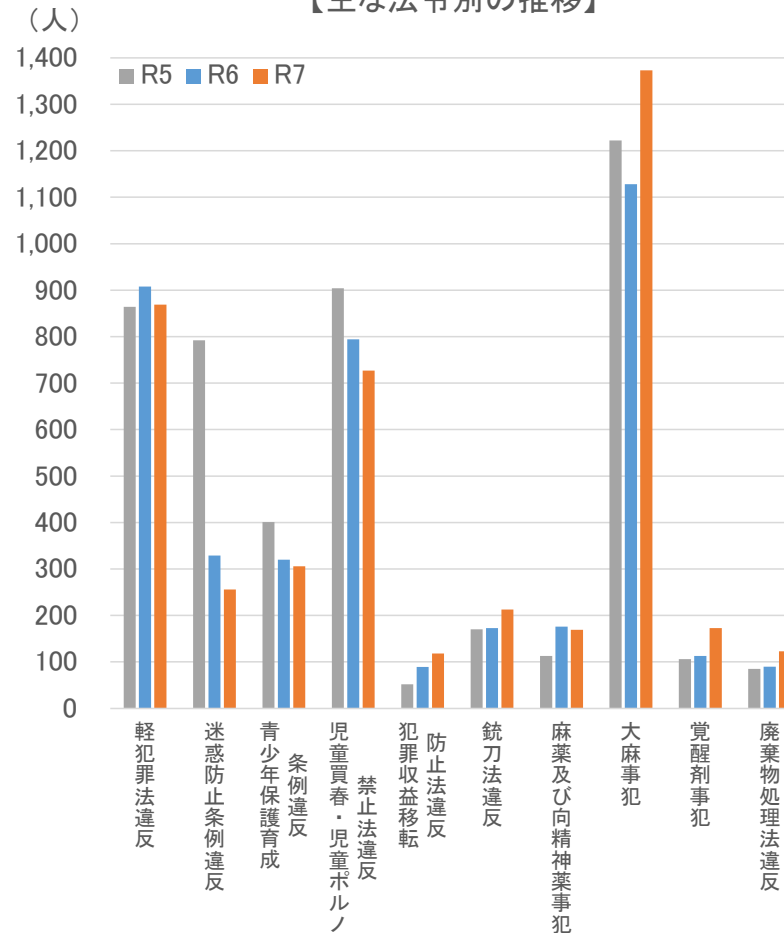
匿名・流動型犯罪グループによるものとみられる資金獲得犯罪の検挙人員のうち、詐欺の約1割、強盗の約4割が少年。20歳以上と比較し、少年の犯行への応募等の経緯については「SNS」である割合が小さい。少年の特殊詐欺の受け子等になった経緯をみても、知人等紹介が約6割で最多

1-4. 特別法犯少年の検挙人員

【特別法犯少年の検挙人員の推移】



【主な法令別の推移】

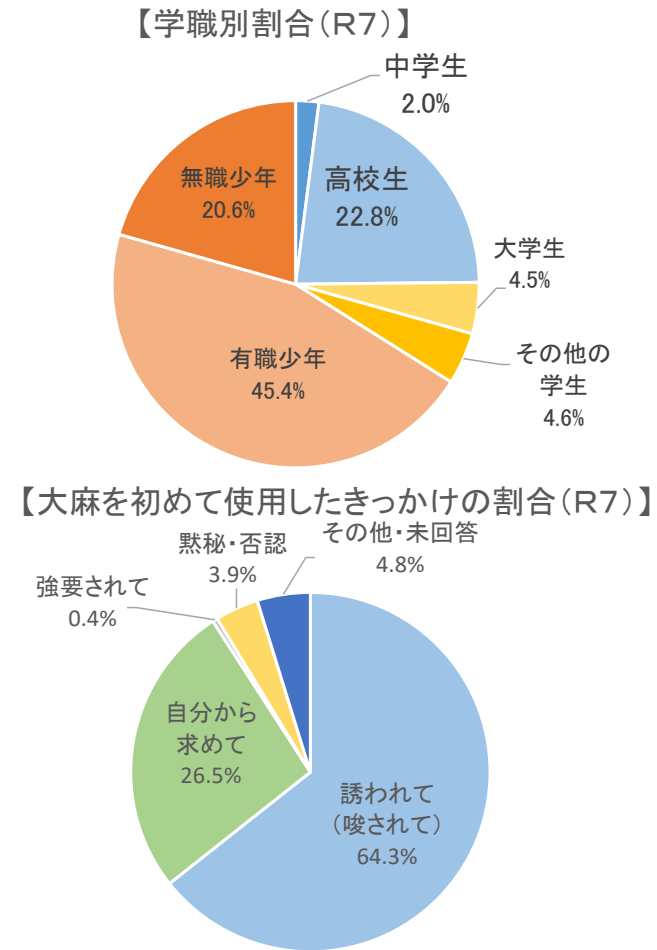
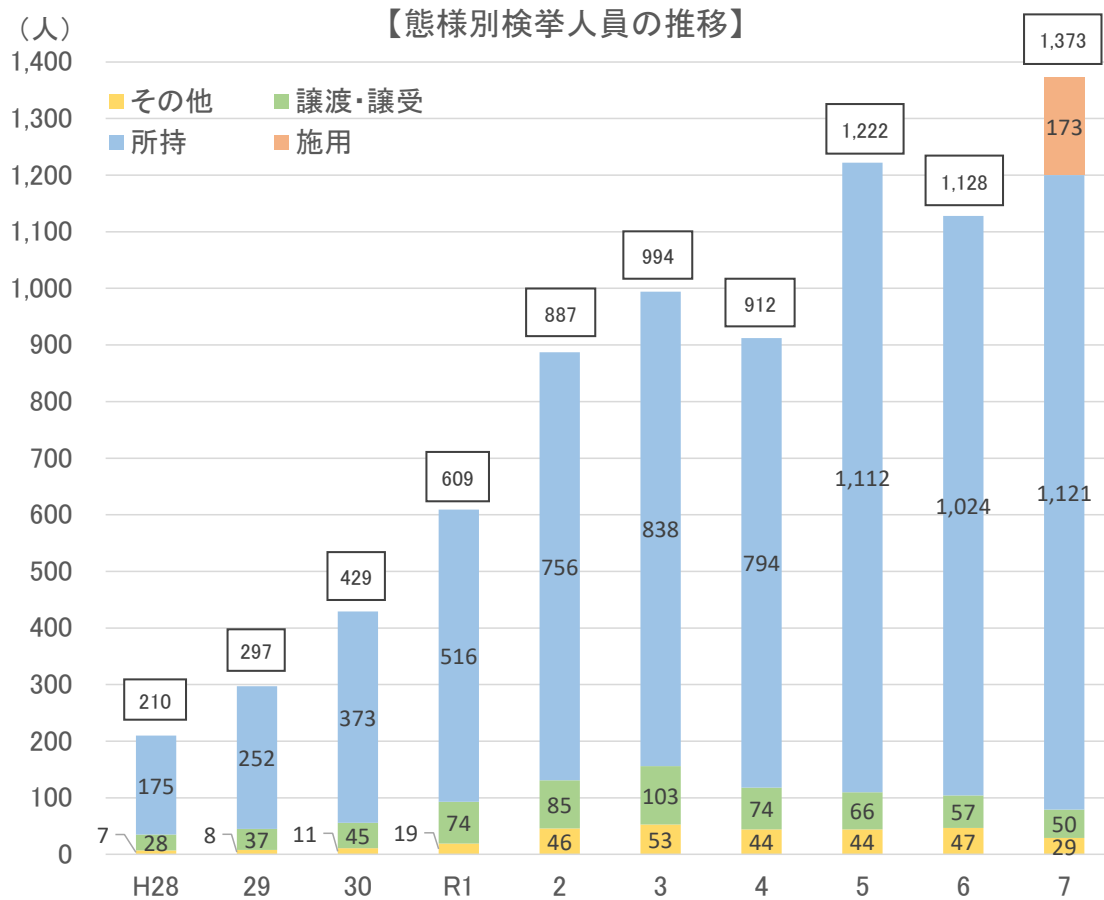


※ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の罪については、規制薬物の種類に応じて「麻薬及び向精神薬事犯」、「大麻事犯」、「覚醒剤事犯」に含めている。

※ 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行日（令和6年12月12日）以降に麻薬及び向精神薬取締法において麻薬とされた「大麻・THC」の検挙は、引き続き「大麻事犯」に含み、「麻薬及び向精神薬事犯」には含まない。

特別法犯少年の検挙人員は、横ばいで推移。大麻事犯が大きく増加

トピックス② 少年の大麻事犯の現状



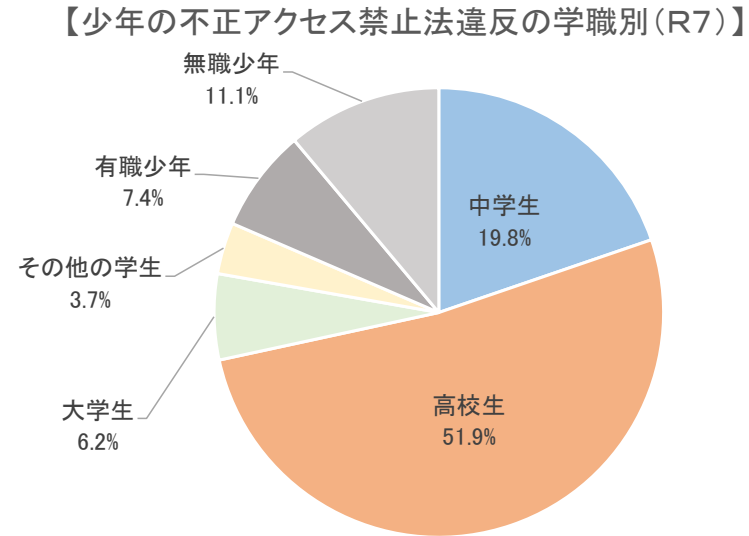
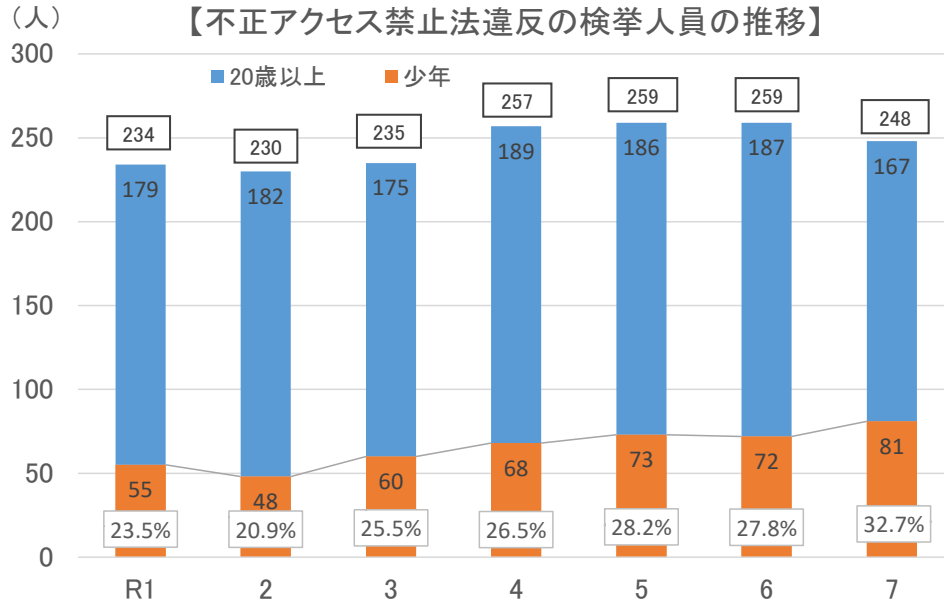
※ 大麻を初めて使用したきっかけの割合は、犯行時年齢が20歳未満の者の割合であり、警察庁刑事局の実態調査による(暫定値)。

【事例】

令和7年6月、男子大学生ら2人(うち1人は当時19歳)は、学生寮において、みだりに、違法薬物(大麻)若干量を所持した。

少年の大麻事犯での検挙人員は、約2割増加して過去最多となった。態様別で見ると所持の割合が最も高く約8割、新たに規制された「施用」の割合が約1割。学職別では、有職少年、高校生、無職少年の合計が約9割。大麻を初めて使用したきっかけは「誘われて(唆されて)」が約6割

トピックス③ー1 オンライン上の非行



※ 不正アクセス禁止法違反の検挙人員は、警察庁サイバー警察局の実務統計による(令和7年は暫定値)。

【事例①】

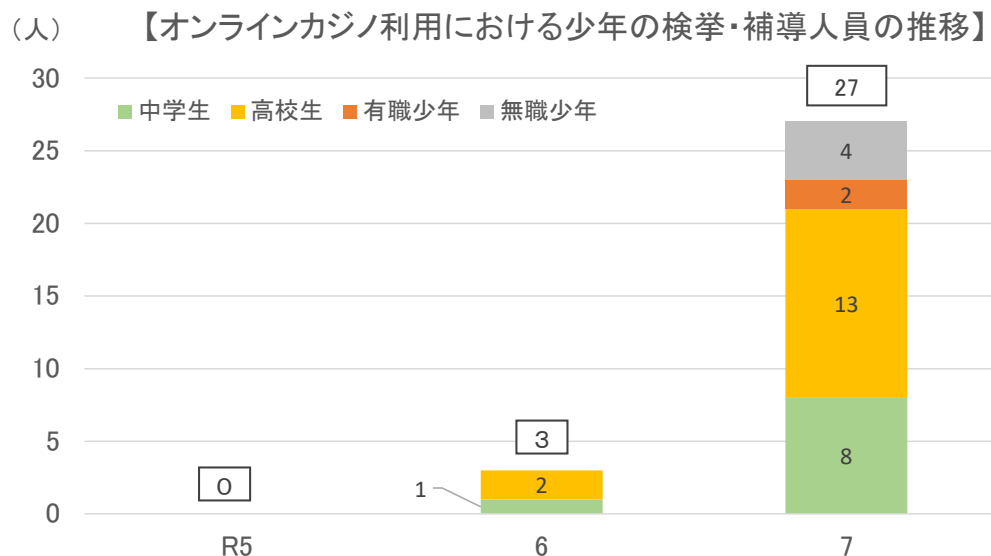
令和6年10月から同年12月までの間、男子高校生(当時16歳)ら少年2人は、SNS上で、アイドルコンサートの同行者を募集する投稿を行い、連絡してきた被害者らに対して事前に作成していたフィッシングサイトに誘導の上、電子マネーに紐付く銀行口座番号や暗証番号等を入力させて盗み取り、盗み取った暗証番号等を使って銀行口座に不正アクセスし、預貯金約1,270万円を別口座に不正送金した。

【事例②】

令和7年1月、男子高校生(当時16歳)は、自ら作成したプログラムを利用して、約725万回にわたり、インターネットカフェ運営会社が管理する公式アプリのサーバーコンピュータに不正な指令を送信することにより、同社に公式アプリの機能を一部停止させたほか、同社のサーバーコンピュータに不正アクセスし、約725万件の会員情報を不正に取得した。

不正アクセス禁止法違反における少年の検挙人員及び全体に占める割合はともに近年増加傾向。少年の検挙人員を学職別で見ると中高生の割合が約7割

トピックス③ー2 オンラインカジノ利用に関連する非行



（参考）【オンラインカジノ利用人口の推計（10代）】

オンラインカジノの実態把握のための調査研究の業務委託報告書（令和6年度警察庁委託調査研究）図表2を参照。

年代	総人口(注2)	オンラインカジノ利用率	オンラインカジノ推計利用者人口
10代(注1)	5,494,000	1.63%	89,501

（注1）10代は15歳から19歳

（注2）総務省統計局「年齢（5歳階級）、男女別人口及び割合－総人口（各年10月1日現在）」（2023年）

※ オンラインカジノ利用における少年の検挙・補導人員は、警察庁生活安全局人身安全・少年課の実務統計による。

※ オンラインカジノ利用における少年の検挙・補導人員とは、犯罪少年及び触法少年がパソコン、スマートフォン等からオンラインカジノサイトにアクセスし、同サイトで配信されるスロットマシン、ルーレット、トランプ、スポーツベッティング等のゲームを用いて賭博行為を行ったもの（店舗型を除く）をいう。

【事例】

オンラインカジノサイトで賭博行為をした15人を検挙したところ、そのうち、当時12歳を含む12人が少年であった。これらの少年はSNS等で知り合った男子高校生（当時18歳）ほか2人の少年から暗号資産を購入して、オンラインカジノを利用していた。

【関連事例】

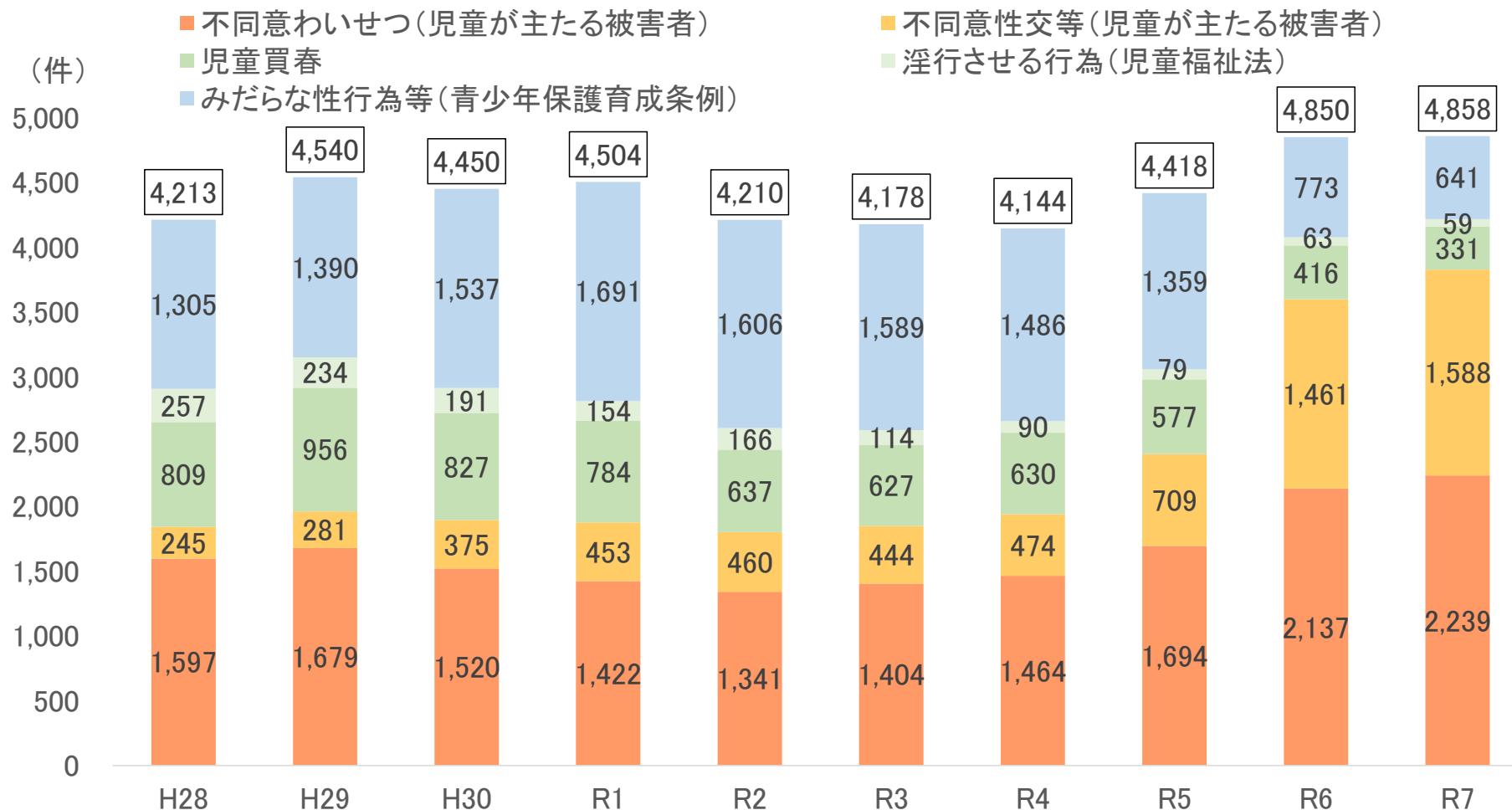
男子中学生（当時14～15歳）は、オンラインカジノでの賭博費用を得るため、インターネットの掲示板で20歳の女子大学生になりすまし、被害者に対し、令和6年2月から令和7年3月までの約1年間にわたり、欺罔内容を変えながら電子マネー等約288万円をだまし取った。

少年のオンラインカジノ利用による非行がみられ、他の犯罪行為の入口となる実態も把握されていることから、今後も注視すべき状況

子供の性被害

※ 「子供」、「児童」とは、18歳未満の者

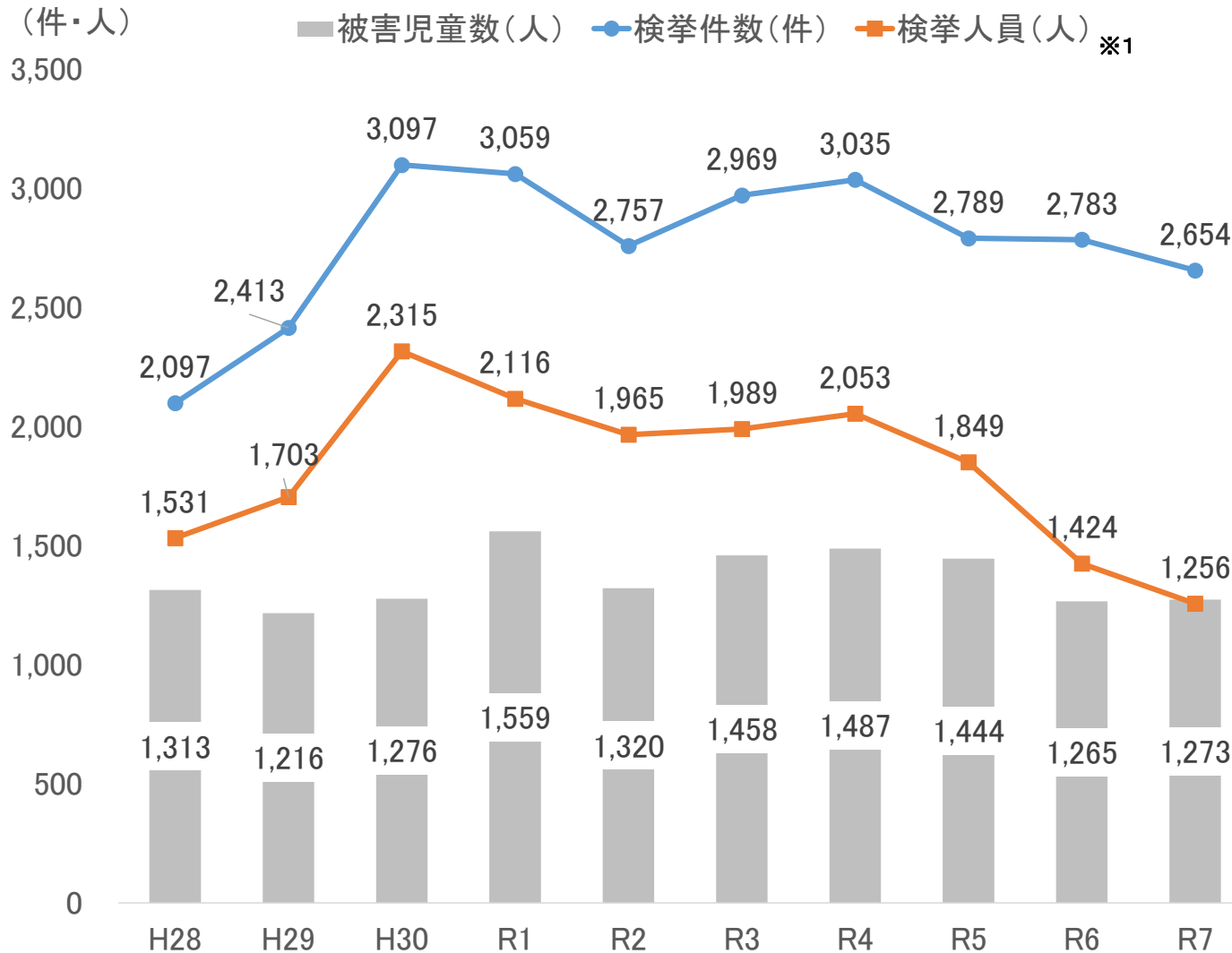
2-1.【児童買春事犯等】 検挙件数の推移



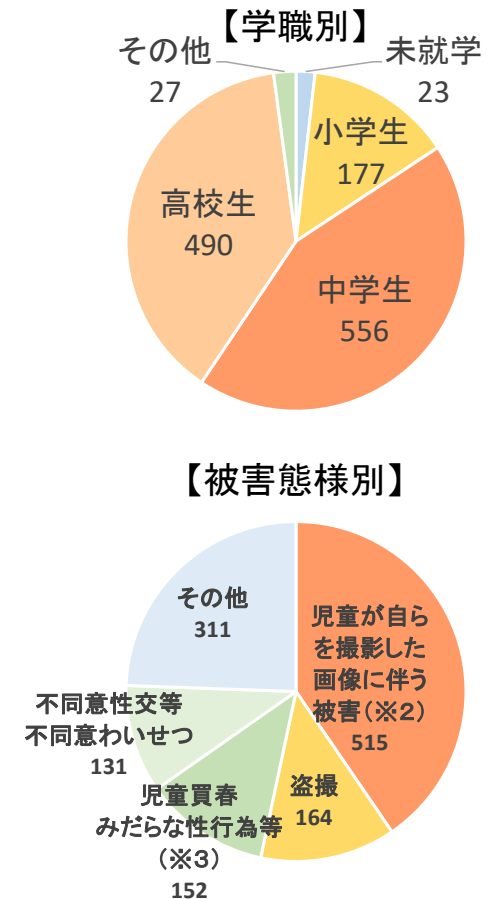
※ 不同意わいせつ及び不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制わいせつ及び強制性交等であり、単純に令和5年以前とその件数を比較できない。
 ※ 件数は、被疑者の行為数によるところ、刑法第54条第1項前段(観念的競合)に該当し、刑法犯と特別法犯が競合する場合は各別に計上

令和7年における児童買春事犯等の検挙件数は、不同意性交等及び不同意わいせつが3年連続で増加。総数も微増し、引き続き高水準で推移

2-2. 【児童ポルノ事犯】検挙件数・検挙人員・被害児童数の推移



R7 被害児童数 (1,273人)
学職別・被害態様別内訳



※1 令和5年7月以降

○ 検挙人員については、不同意性交等や性的姿態撮影等処罰法違反等と併せて検挙された場合、これらの罪にのみ計上

○ 被害児童数については、性的姿態撮影等処罰法違反と併せて検挙された場合、同違反にのみ計上

※2 「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」は、だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる態様の被害

※3 「みだらな性行為等」は、青少年保護育成条例に規定する罪

令和7年における児童ポルノ事犯の検挙件数は高止まりしており、また、被害児童数等は、令和5年7月以降の統計上、性的姿態撮影等処罰法違反等の方に一定数計上されていると見られることを踏まえると、引き続き高水準。検挙人員(1,256人)のうち、約6割(718人)が10代

2-3. 16歳未満の者に対する面会要求等及び20歳未満の被害者に係る性的姿態撮影等処罰法違反の検挙件数・検挙人員・被害者数

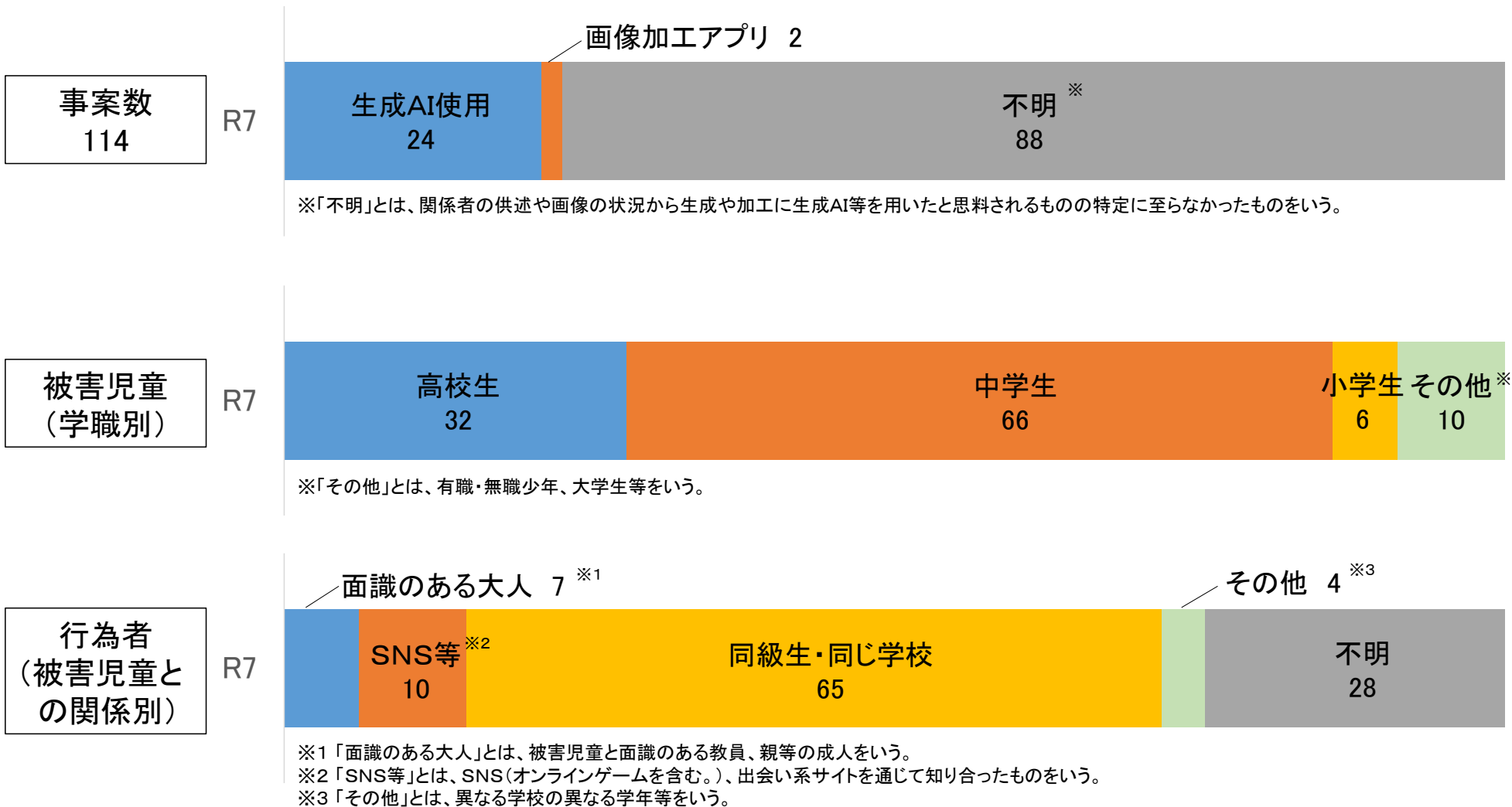
罪 名		検挙件数 (件)	検挙人員 (人)	被害者数 (人)
16歳未満の者に対する面会要求等	R7	127	65	88
	R6	134	56	82
わいせつ目的面会要求	R7	29	17	23
	R6	34	17	24
わいせつ目的面会	R7	23	11	20
	R6	25	11	14
映像送信要求	R7	75	37	45
	R6	75	28	44

罪 名		検挙件数 (件)	検挙人員 (人)	被害者数 (人)
性的姿態撮影等処罰法違反 (20歳未満の被害者に係るもの)	R7	3,958	2,431	3,221
	R6	3,201	2,064	2,902
性的姿態等撮影	R7	3,897	2,408	3,181
	R6	3,132	2,043	2,885
対象性的姿態等の撮影(ひそかに)	R7	3,340	2,300	2,668
	R6	2,750	1,962	2,452
対象性的姿態等の撮影(不同意)	R7	93	25	83
	R6	51	14	49
対象性的姿態等の撮影(誤信)	R7	4	0	4
	R6	3	1	2
16歳未満の者に対する性的姿態等の撮影	R7	460	83	426
	R6	328	66	382
その他の提供等	R7	61	23	40
	R6	69	21	17

実際の性犯罪に至る前の段階の行為を処罰するための刑法規定(16歳未満の者に対する面会要求等)を適用して、127件検挙。性的姿態撮影等処罰法違反の検挙件数・検挙人員・被害者数は、いずれも前年より増加

トピックス④ー1 児童の画像を生成AI等により性的に加工し悪用した事案

【調査対象】 警察が把握した生成AI等を悪用して児童(18歳未満)の性的画像を作成した事案で、相談・被害申告時に相談・被害者が20歳未満であるもの。



取扱い事案数については、令和6年中(110件)から微増
 被害児童については、中高生が全体の約9割を占めており、小学生・未就学の被害もある。
 行為者については、面識のある大人が7件、SNS等を通じて知り合った者が10件のほか、同級生・同じ学校の者が約6割
 ⇒ 相談者・被害者の心情に配慮しつつ、事案の内容に応じて刑法(名誉毀損、わいせつ物頒布等)等での検挙や指導警告等を実施しているところ、潜在的な事案も含めて今後も注視すべき状況

トピックス④ー2 児童の画像を生成AI等により性的に加工し悪用した事案

令和7年の主な取扱い事案

【事例1】

生成AIを使用した性的画像の作成を有料で請け負う成人男性が、男子高校生から女子生徒の画像の加工依頼を受けて性的画像を作成するとともに、男子高校生の承諾を得て当該画像をSNS上で公開し、拡散したものの。

【事例2】

男子中学生が、女子生徒のSNS投稿画像を使用して生成AIにより裸体の画像に加工し、他の男子生徒に販売したものの。

【事例3】

男性実習助手が、勤務先である高校の卒業アルバムの女子生徒の画像を第三者に提供し、同人が何らかの方法により性的な画像に加工してSNSに投稿。当該投稿を男性実習助手が再投稿する形で拡散したものの。

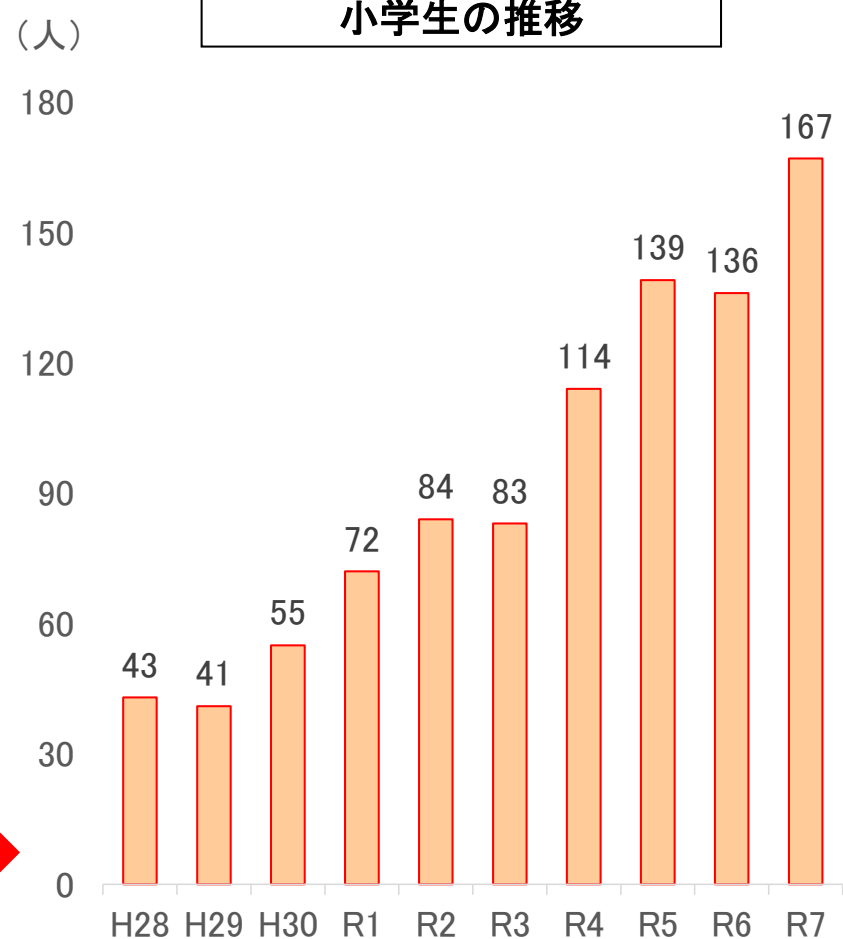
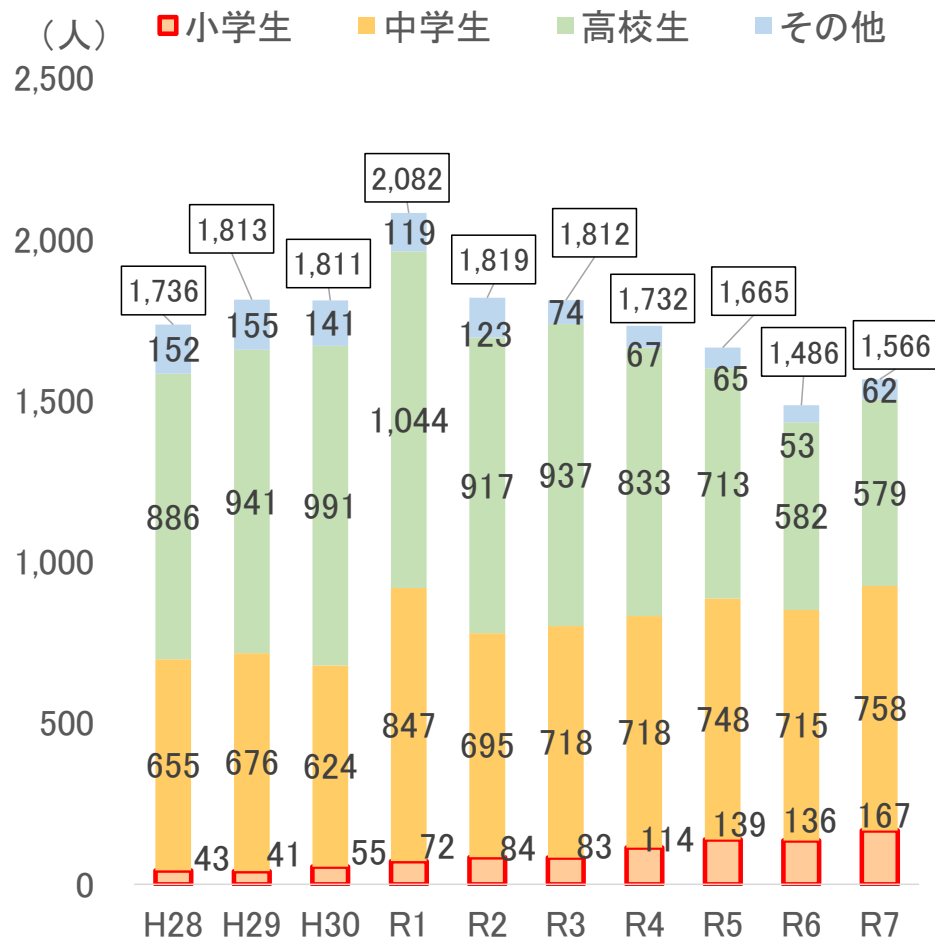
【事例4】

成人男性が、勤務先である保育施設内で女兒を撮影し、何らかの方法により女性の裸体の画像と合成して所持していたものの。

【事例5】

行為者不詳は、SNSで知り合った男子中学生の画像を何らかの方法により性的な画像に加工して「拡散する」などと脅し、電子マネーを要求したものの。

2-4.【SNSに起因する事犯】学職別被害児童数の推移



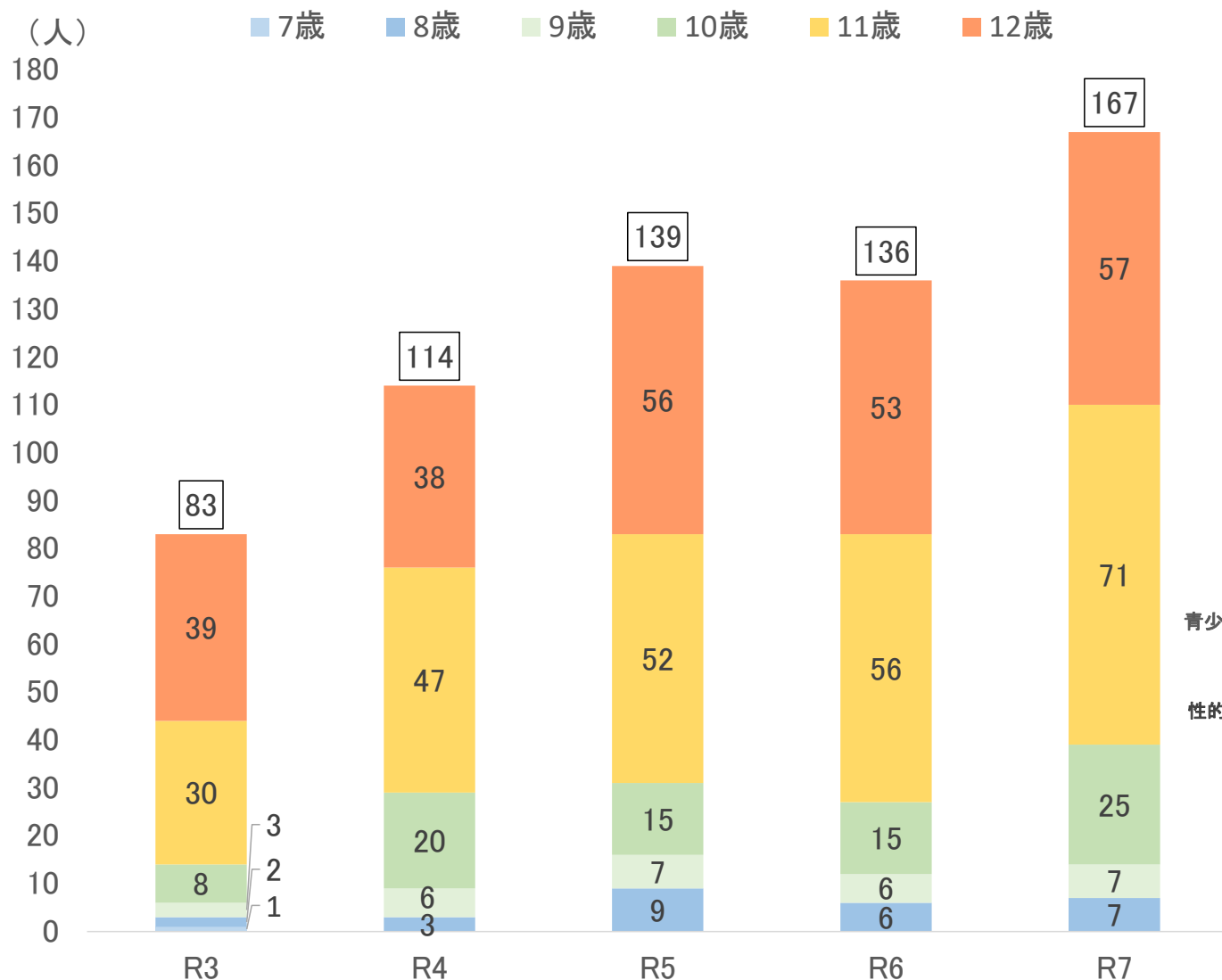
※ SNSとは、本統計では、通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたもの。

※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯

※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁)、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪(面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法違反は令和5年から追加)

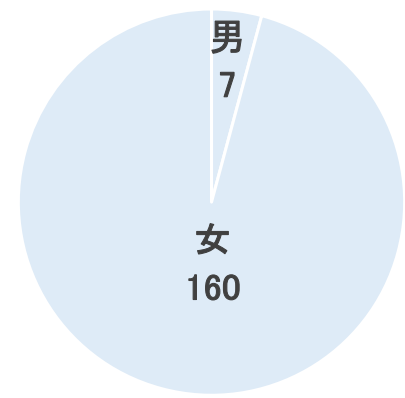
令和7年におけるSNSに起因する事犯の被害児童数は、依然として高水準で推移。小学生については、前年より約2割増加し、過去10年で最多

トピックス⑤ 【SNSに起因する事犯】 小学生被害 年齢別・性別・罪種別

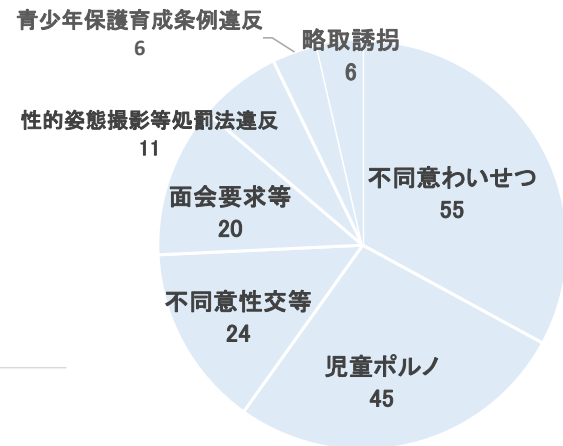


R7. 小学生被害
性別・罪種別

【性別】



【罪種別】



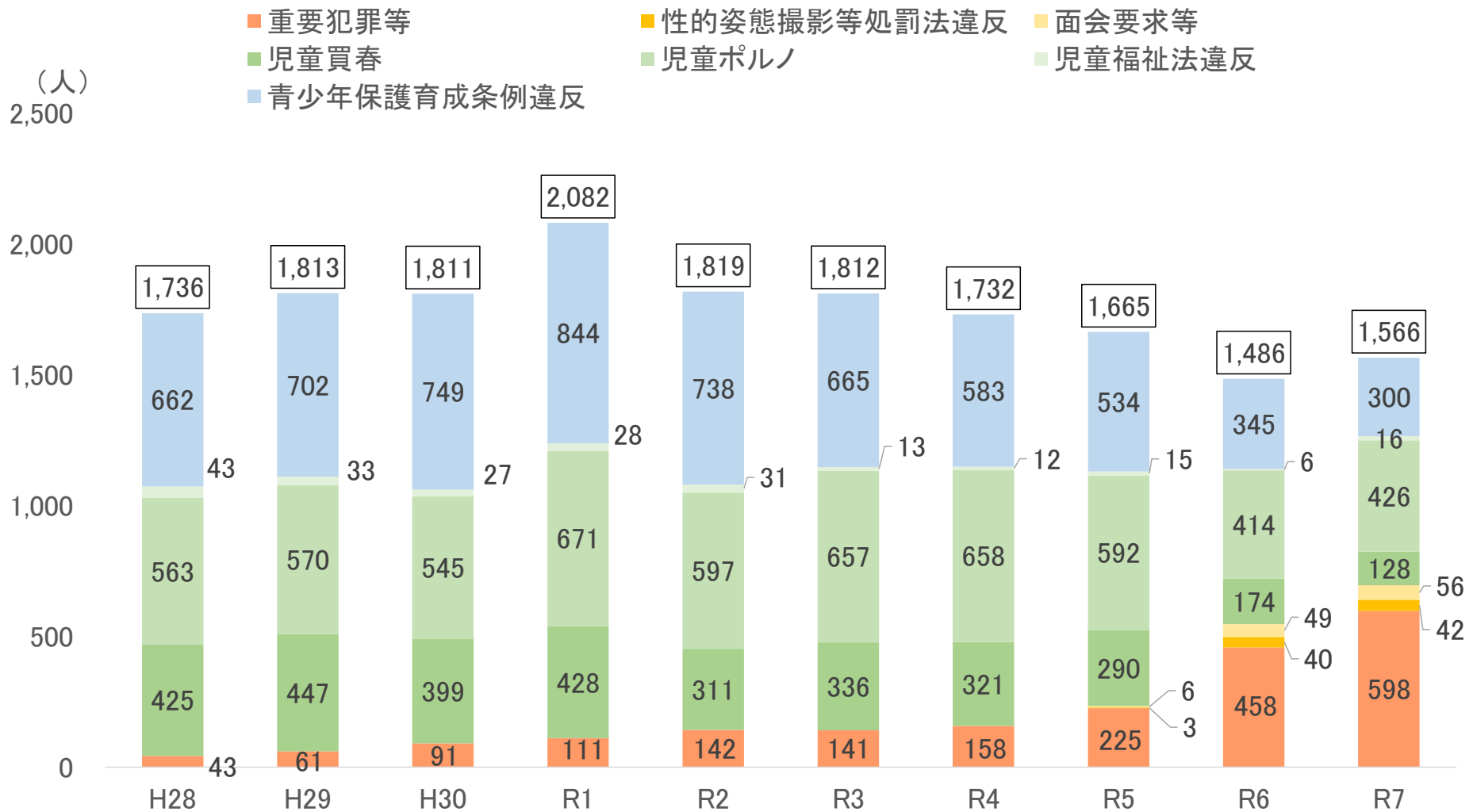
※ SNSとは、本統計では、通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたもの。

※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯

※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁)、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪(面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法違反は令和5年から追加)

令和7年における小学生被害について、年齢別では11歳、罪種別では不同意わいせつが最多。男児の被害も7人

2-5.【SNSに起因する事犯】 罪種別の被害児童数の推移



※ SNSとは、本統計では、通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたもの。

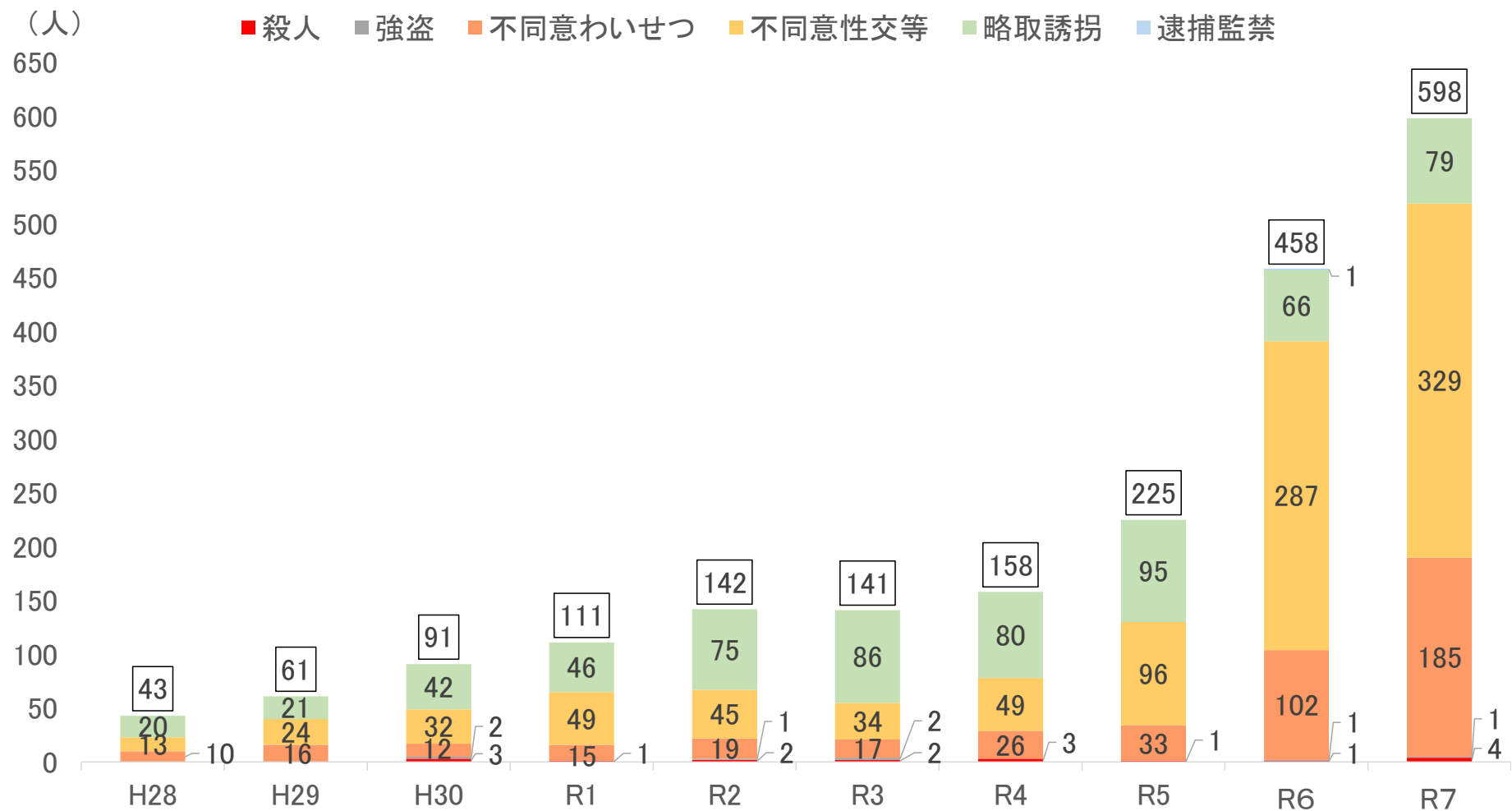
※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、実際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯

※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等（殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁）、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪（面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法違反は令和5年から追加）

※ 不同意わいせつ及び不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制わいせつ及び強制性交等であり、単純に令和5年以前とその人数を比較できない。

罪種別では、児童買春及び青少年保護育成条例違反が減少傾向にある一方、重要犯罪等が増加傾向

2-6.【SNSに起因する事犯】重要犯罪等の被害児童数の推移



※ SNSとは、本統計では、通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたもの。

※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯

※ 重要犯罪等とは、殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁

※ 不同意わいせつ及び不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制わいせつ及び強制性交等であり、単純に令和5年以前とその人数を比較できない。

令和7年におけるSNSに起因する事犯の被害児童数のうち重要犯罪等は、不同意性交等、不同意わいせつ及び略取誘拐が大半

3. 少年の非行防止及び子供の性被害防止に向けた取組

1 少年の非行防止に向けた取組

■ 少年の犯罪加担防止

- 匿名・流動型犯罪グループへの少年の関与を防止するため、各種学校と連携した非行防止教室、少年警察ボランティア等と連携した街頭活動、関係機関と連携した少年院等における講話等のあらゆる機会を捉えた啓発
- 非行集団等の実態把握及び分析、立ち直り支援活動を通じた離脱支援

■ 少年非行情勢の潮流に着目した対策

- 少年の大麻乱用防止のため、検挙人員の多くを占める有職少年、高校生等をターゲットとしたSNS等による情報発信
- オンライン上の非行防止のため、不正アクセス行為やオンラインカジノサイトの利用について非行防止教室等において広報啓発

2 子供の性被害防止に向けた取組

■ SNSをはじめとしたオンライン上における対策

- 児童買春をする者を探している児童や、家出を企図する児童に宿泊先の提供を持ち掛ける誘引者など、SNS上で不適切な投稿を行う者に対する注意喚起・警告メッセージの発信
- 児童の性的搾取事犯に対する取締りを効果的に行うため、国際協同オペレーションの実施など、サイバー空間における外国機関等との連携強化

■ 子供を性被害等から守るための社会全体での取組

- 業界団体と連携し、SNS事業者等における自主的取組への支援や、一般ホテル・旅館、ラブホテル等に対する注意喚起・再発防止に向けた指導
- 関係府省庁と連携し、性的ディープフェイク被害をはじめ各種性被害等から子供を守るための社会全体での取組の充実

SNSを活用した
広報啓発
大麻の「施用罪」の周知



関係府省庁と連携した
広報啓発

